

平成30年5月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月25日〔金曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	欠 席
//	6番	杉 為昭
//	7番	鯨島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

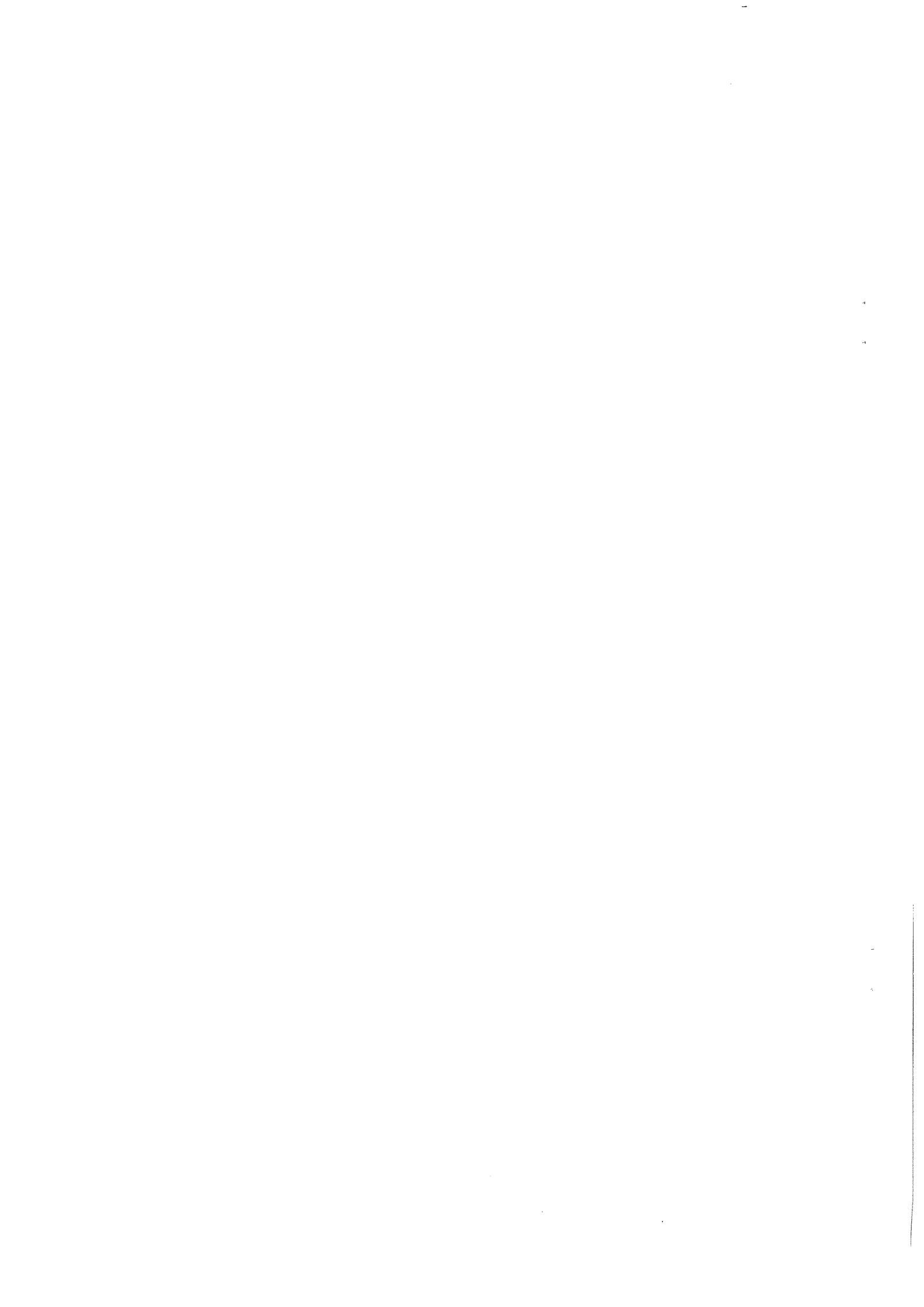
4. 欠席委員 (1名)

委員	5番	羽生 友保
----	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業振興地域計画変更(用途変更)の意見の聴取について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 あっせんについて
議案第7号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

お疲れさまです。定刻になりましたので5月の定例総会を開会いたします。本日は、羽生委員より叔父の葬儀参列のため欠席届が提出されております。これにより農業委員14名中13名の出席でありますので会議は成立をいたしております。

それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、出席をいただきありがとうございます。先日、県の農業委員会会長、局長会議に出席をいたしました。農業委員及び推進委員の活動につきましては、成果を数字として出せるよう頑張っていたきたいと思います。

さて、平穏な気候が続く中、農家ではさとうきびの手入れや芋の植え付け作業など、忙しい日々をお過ごしのことと思います。今年のさとうきび、その他、非常に不作の年だったことから農業関連協議会でも検討がいろいろとなされているようでございます。

農業委員会の役割は、農家の声を聞き農地の有効利用に繋げ、本市の農業振興に寄与することです。農家の相談役として地域農業を牽引していただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、ただいまより5月の定例総会を開会いたします。

始めに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」を指名いたします。議事録署名委員には、11番岩本委員と12番河本委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今回は、賃借権設定3件、使用貸借権設定1件、合計4件の申請がありました。

1番です。安城大野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,105平米を賃借により3年間借り受けるものです。

2番です。安城大野地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,509平米を賃借により3年間借り受けるものです。

3番です。安城川脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,176平米を使用貸借により1年間借り受けるものです。

4番です。現和上之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,371平米を賃借により10年間借り受けるものです。

以上、本件1番から4番については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明終わります。

○議長

ただいま事務局の方から説明がありました。議案第1号、整理番号1から4について審議をいたします。なお、整理番号1から3につきましては、9番委員が譲受人になっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから2分割して審議をいたします。まず始めに整理番号1から3について審議をいたします。審議の間、9番委員の退席をお願いいたします。それでは、担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

7番です。整理番号1から3は借り人が同一人物でございますので、まとめて報告をいたし

ます。5月23日、借り人、立ち会いのもと推進委員とともに現地調査を行いました。借り人は、国の農業研修生として今月で研修終了ということですが、当市安城に在住し営農大学校で1年学び、昨年より整理番号3の貸し人の養鶏の後継者として頑張っております。

なお、ご存じのとおり農業委員でもあります。整理番号1の借り人の土地はあっせんで出されていた案件です。今は、きれいに耕されておりました。整理番号2の借り人の土地は2筆でございますが、2筆とも竹が生えておりトラクターでは少し困難かなということで話しておりましたところ、農地水環境保全組合の方がバックフォーで耕し、その後少し利用した後に貸し付けるということで、今年度中には貸し出せるということでございました。整理番号3の貸し人は、現在1,200羽ほどの鶏を飼っており、借り人は、いずれは1舎増やし2,200羽ぐらいに規模拡大し、余裕が出てきたら豆類の栽培もしたいということでございました。隣に、今回借りる畑がありますが、ニワトリ用の牧草を作付けするというところでございます。

なお、貸し人、3人についてはいずれも電話で確認を取っております。しばらくは養鶏の技術を学びながら農業をやっていくということでございます。後継者不足が叫ばれている中、こういった若者が新規就農し今後、地域の担い手として活躍することを期待しております。以上の結果、3筆とも許可相当と考えます。よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。この件につきまして、質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第1号、整理番号1から3について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」整理番号1から3については原案どおり許可することに決定いたします。

9番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして議案第1号、整理番号4について審議いたします。それでは担当委員の説明をお願いします。

○2番委員

2番です。整理番号4について報告いたします。5月23日朝8時、借り人立会いのもと現地調査を行いました。借り人は、上西校区在住の普通作を営む農家です。この畑は、親の代より借りており、借り人の父が亡くなったのを機にちゃんと契約を結びたいと今回の申請となったそうです。現地にはサトウキビを植え付けていました。貸し人とは電話で確認をとりました。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま、議案第1号、整理番号4について、担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第1号、整理番号4について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」整理番号4については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農業振興地域整備計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）の意見の聴取について」を説明します。資料2ページです。今月は、用途変更1件の意見聴取がありました。申請地は伊関柳原地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積1,583平米のうち、100平米であります。申請人は申請地が以前から水捌けが悪く、申請地を農地として使用していなかったため、農業用倉庫として利用したいとのことです。農振農用地区域内農地であり、利用目的を「畑」から「農業用施設」へ用途変更手続きをして農地転用を行おうとするものです。この件については、申請人の認識不足もあり既に倉庫建設が終了していました。事後申請となったため顛末書を添付して農林水産課へ申請書を提出しております。なお、申請地が100平米となっており農地転用届出書については、顛末書を添えて提出しております。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。これについては、昨日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長長の報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。昨日、1番委員、2番委員、事務局より2名、農林水産課より1名、地区担当委員2名で現地調査を行いましたので報告いたします。写真を見てのとおり、農業用倉庫は出来上がっております。申請人は高齢のため、息子さんが案内をしてくれました。現地は、ハウスを3棟立て、ニガウリを作っております。そして、今回の農業用倉庫はハウスの奥にあります。ハウスから自宅は、4キロほどあり遠く、近くに農機具を納める倉庫とニガウリを選別したり休憩する場所が欲しいと親から相談があったそうです。息子さんがモジャコ漁で家を留守にしている間に、申請人は大工を頼み、漁から帰ってきた時には出来上がっていたそうです。集落の会の中で、推進委員から農地転用の話を聞き、違法建築と気づき今回の相談となりました。

建物が200平米未満ですので、農地転用の届出書の提出でよかったですのですが、農業振興地域に入っておりますので、用途変更の意見の聴取となりました。建物が農業用倉庫であること、顛末書を提出していること、違法に気づき自分から申し出たこと、以上のことを含み考慮すると今回に限り用途変更を認めていいのではないかと意見の一致を見ることとなりました。

皆様の慎重なるご審議よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番です。ただいま本件に際し、昨日5月24日、調査委員長が申し上げたとおり現地調査を行いました。この件につきまして、重複する点がございますけれども報告いたします。

先に説明のあったとおり、現状としては倉庫が建っている状況でございます。焦点といたしまして、順番が逆になった経緯や倉庫の必要性について補足説明を行いたいと思っております。

申請人は83歳の高齢者であり、申請の土地は、自宅より4キロを離れた場所に位置し、現状で申請地にはビニールハウス3棟、660平米の施設でニガウリを栽培し、昨年は6トンの出荷を行っております。実際は、息子が作業の主体となっておりますが、息子本人は種子島では大型漁船に位置する2級船舶を所有し、キビナゴ、トビウオ漁、モジャコ漁など人夫を雇い、大規模に行っている現状であります。ニガウリ栽培で一番忙しい時期に息子がモジャコ漁で不在になる事が多くなっているのが現状であり、その中で高齢の申請人が作業に必要とされる資材の運搬や収穫された品目の集荷・選別作業を行うに至り自宅からの往復が非常に困難であり危険性もあることから、そこで作業ができる倉庫を望んでおり建設に至った次第であります。

ただここで重要なことは、申請人が建築に当たり、用途変更の申請をし許可がおりてから建築をするという認識がなかったことでもあります。ここで、本人の人格に触れますと集落内での

人望も厚く中心的に地域行事にも参加している方でございます。本案につきまして、逆の行為になったことに深く反省をし、後悔しております。ただ本議案については、第三者からの指摘ではなく、地域総会の折に推進委員の会話の中で初めて気づき、本人から翌日、農業委員会の方に相談に伺ったということを考慮していただきたくお願いいたします。この議案について、農家の方々への周知が私も含め活動が足りなかったということも反省しております。この周知活動について農家のみならず、建築関係、特に個人で農家の仕事を行う大工の方々への周知も必要じゃないかということの反省も踏まえ、皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これにつきまして質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○14 番委員

今月の用途変更は意見の聴取ということですが、最終的にその許可が出るのは今から農林水産課が県と話し合いをして許可が出るだろうと思いますが、それはだいたいどれぐらい期間はかかりますか。

○事務局

この用途変更に関しては、農林水産課の方で別に案件が何件かあるようでして、実際のところ5月中に1件、閲覧を実施しており、そのタイミングで農業委員会の意見聴取が終わってれば、そのあとすぐに行えるということでした。

○14 番委員

はい、できれば正式な許可が出てから建物を利用するというので、私は賛成します。

○議長

それでは他に皆さんの方からありませんか。

○8 番委員

最近、国上に特に多いような感じがしているのですが、この前もありまして、本人の認識もそうなのですが、大工さんとか建設業組合とかにも、十分、周知をし、市の広報誌とかにも再度広報してもらった方がいいのではないかなと思います。自分の土地だからとか山の中の畑だからとか、いろいろな理由でみんな勝手に作っているのが現状です。できるだけできた建物をすぐに活かして営農に役立てるようにするために、でき上がった物の使用をストップしたり、取り壊されたりするのは負担になるので、周知徹底をお願いしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○事務局

6月のスケジュールの中にもありますが、6月の25日に今年度の第1回の農業委員会だよりの発行を予定しています。最近、違反転用が数件上がってきているのも踏まえて農業委員会だよりの中で転用のことを強めにアピールしていこうかなと考えているところです。

○13 番委員

13番です。この発行するのはいいのですが、皆さん見ないですね。見ない人が殆どではないかと私は思います。目を通してくれれば一番いいのですがね。以上です。

○事務局

発行する分に関してはどうしてもしていかないと目について見てもらうというのが大事なのです。今、13番委員の方からもありましたように、なかなかこう見ていただけていない状況にあるのですが、今回の案件のように、推進委員の方が地域の会の時に説明をして発覚したわけですので、推進委員と農業委員がそういった地域の会があったときに、できるだけこういう案件がないですか、違反になりますよというのをちょっと紹介していただき活動してもらえればと考えております。

○議長

他に。無いようですので採決をいたします。議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」は承認することとし意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料3ページです。(牛舎)1件の申請がありました。

1番です。申請地は古田二本松地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積630平米であります。申請理由は、既存の牛舎が手狭であり、かつ施設の老朽化により新築、移転するためとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公社投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は畑や山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用により周囲への被害はないと思われまます。また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまます。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいま事務局の方から説明がありました。これにつきましても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○2番委員

この申請地は、3月の定例総会で非農地証明願いを申請しましたが、4月に非農地申請を取り下げた案件です。3月の総会の折、説明があったとおり、畑には非常に不向きな場所です。牛舎も老朽化が進んでおり、許可がおりれば夏には完成させたいとのことでした。牛舎予定周辺地図、牛舎新築工事の図面等も提出されており何ら申し分ありません。4条の規定による許可申請を認めていいのではないかと意見の一致を見ることとなりました。皆様の慎重なご審議よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○11番委員

11番です。ただいま調査委員長の説明のとおりです。新牛舎にして、増頭するということで安定した畜産経営が保障されると思いますので、許可相当と思います。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第3号につきまして事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○9番委員

何でも聞きますけれども、調査委員長からこの案件は、非農地申請の取り下げがあった物件ですよ。非農地の証明についてはどうなったのですか。

○事務局

4月に非農地証明の申請そのものを取り下げているので、この土地については、何の申請も出ていない状態です。今回、名義変更等も終え4条申請が出されたという事です。

○議長

無いようですので、採決をいたします。議案第3号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成ですので議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農地法第5条の申請に規定による許可申請について」を説明いたします。資料は4ページです。1番2番については譲受人及び転用目的も同一であるため一括して説明いたします。申請地は下西川迎地区の土地2筆で、台帳現況地目畑、面積469平米であります。申請理由としましては、譲受人は現在親と同居しており、手狭であるため自己の住宅を新築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は住宅や道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われま

す。なお、この件については、平成30年4月に人為的に手を加えてしまったため、顛末書を添付して申請を受け付けております。以上で説明終わります。

委員の皆様のご審議よろしくお願

○議長

ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がありました。またこの件につきま

しても、昨日現地調査が行われております。調査委員長

○2番委員

の報告をお願いします。2番です。申請人は、川迎在住で親と同居しており、手狭であるため、自分の家を新築したいとのことで、この場所を選び今回の申請となっております。番号1の土地が宅地、宅地への進入路、番号2の土地は進入路の一部となっております。宅地より30メートルぐらい先に側溝もあり、新築予定周辺の地図、定期測量図、申請地の図面も提出されております。登記上は畑となっておりますが、この辺

りは竹やぶだったそうです。周りを見てもそのとおりで

○議長

と思います。ただし、進入道路とこの先、100平米程度は入り口の家の方が子供のソフトの練習場、遊び場として、20年ぐらい使い、はえも敷かれた状態です。宅地を建てる場所は竹やぶで何も見えず、わからなかった

○13番委員

ので、測量等もしたいと思い、自分勝手に竹・草等を払っていますと、隣の人からこっちの竹やぶも払ってほしいと頼まれ、その辺

○議長

をきれいに整地しております。本人も勉強不足で何も知らずに勝手に手をつけたことを深く反省しており、顛末書も提出していることから、今回の5条の規定による許可申請を認めていいのではないかと

ありがとうございました。ただいま議案第4号について、事務局及び調査委員長並びに担当の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

私の方から、これは住宅だと思えますけれども、排水関係はどうなっていますか。

○事務局

この土地については道路から、だいぶ距離があるんですけども、地形を見る限り、申請している土地のほうが低い状態で、そこを転圧して側溝を作って排水を考えているところです。

○議長

ほかに皆さんの方から質疑はありませんか。無いようですので採決します。議案第4号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手でお願いします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料5ページです。

1番です。現和武部地区です。台帳地目は、それぞれ畑及び田ですが、昭和60年頃から耕作されず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。現和武部地区です。台帳地目は畑ですが、平成20年頃から耕作せず現在原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。この件につきましても昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。申請人は、千葉在住の方で帰郷した際、土地の名義及び地目とのことで、今回の申請となったそうです。案内人はこっちに住んでいる妹さんでした。番号1の字西横野ですが、直径、40～50cmくらいの杉が生えた山林でした。同じく、番号1の字大割之平ですが、竹山に雑木が5～6本生えている山林でした。番号2ですが、以前は、近くの方が管理されていたんですが、10年ぐらい前から体調を崩し、5年前に亡くなられたそうです。10年間手つかずとなり原野となっております。2件とも交付基準1（イ）に該当すると思いい見の一致を見ることとなりました。皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員から説明がありました。この件につきましても質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第5号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手でお願いします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第5号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第6号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「あっせんについて」です。資料は6ページです。「売りたい・貸したい」の申し出です。場所は住吉里之町地区です。以前に作付けを行っていた方が畑を戻されたため、新たに借り手、売り手を探したいとのことです。あっせん委員につきましては、1番上妻委員と3番深田委員をお願いいたします。以上です。

○議長

今月は、「売りたい・貸したい」の申し出が1件です。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしく願います。

○議長

続きまして議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年6月1日から平成33年5月31日の3年間、地目畑、面積3,918平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

2段目です。期間が平成30年6月1日から平成35年3月31日の4年10カ月間、地目畑、面積16,694平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成30年6月1日から平成35年5月31日の5年間、地目畑、面積14,510平米、利用権の設定をする者7人、受ける者5人です。

4段目です。期間が平成30年10月1日から平成35年9月30日の5年間、地目畑、面積3,461平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

5段目です。期間が平成30年6月1日から平成40年5月31日の10年間、地目畑、面積14,527平米、利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。

6段目です。期間が平成30年6月1日から平成45年5月31日の15年間、地目畑、面積3,541平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については、1の2ページを詳細については1の3ページから1の21ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年6月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積8,325平米で所有権を移転する者3人、受ける者3人です。内訳については、2の2ページを詳細については2の3ページから2の11ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。利用権の設定、整理番号1番から15番について審議をいたします。なお整理番号13番につきましては、10番委員が利用権の設定を受ける者となっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与制限に該当することから2分割して審議をいたします。まず始めに整理番号1から12・14・15について審議をいたします。それでは担当委員の報告をお願いいたします。

○4番委員

整理番号1から3が私の担当となっておりますので報告をさせていただきます。整理番号1について、5月23日借り人、貸し人と推進委員の立ち会いのもとで現地を確認をいたしました。現在ロータリー耕が終了しておりまして、種の採集をしておりますので十月頃種をまいて、それまではロータリーを繰り返して荒れないようにするとのことでした。

整理番号2番について、借り人は、たばこ農家で収穫に入っており、10月から現在は借りているけれども、耕作はしていないという状態で、10月から本格的に、準備作業に入るということで、それまでは荒れないようにするとのことでした。

整理番号3番につきましては、市の所有する土地でありまして、借り人は大型酪農の法人の方であります。市役所の財産監理課の方の立ち会いのもとで、確認をいたしました。約2町近い面積ですが、半分ほど耕耘をして牧草を植える準備がなされておりました。3人とも、機械等労働力もあり何の問題もないと思われまますので審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○2 番委員

2番です。番号4から10番について報告します。番号4です。5月22日、借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、現和校区在住でさとうきび、安納いも等を作付する認定農家です。1枚の畑は、A判定、もう一枚の畑もA判定に非常に近い畑です。先月もでしたが、借り人に無理にお願いし、今回の契約となりました。急いで畑を整備し、安納いもを植えたいとのことでした。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら申し分ありません。貸し人とは自宅を訪問し確認しました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

番号5です。5月19日、借り人立会のもと現地調査を行いました。借り人は、納曾に住んでいますが実家は武部です。武部の方で和牛を中心に、さとうきび、甘藷をつくっている担い手農家です。貸し人はおじさんに当たり、今回の契約となったそうです。畑2枚ともさとうきびを植え付けておりました。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても申し分ないと思います。貸し人とは電話で確認をとり、双方確認の結果、許可相当と考えます。

番号6です。5月19日、借り人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借り人は池野に住んでおり、母の協力をもらいながら安納いもを作っている新規就農の認定農家です。前の借り人が母親と親戚に当たり、前の借り人の照会で、今回の契約となったそうです。安納いもを植えたいとのことでした。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても申し分ないと思います。貸し人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

番号7・9は、借り人が一緒ですので、あわせて報告します。5月21日借り人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借り人は、現和校区在住でさとうきび・安納いも・じゃがいも等を作付する認定農家です。両方の畑とも安納いもを植え付けておりました。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても申し分ないと思います。双方の貸人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

番号8・10は、借り人が一緒ですので、あわせて報告いたします。5月21日借り人立会のもと、現地調査を行いました。借り人は、現和校区在住で、畜産、普通作を営む認定農家です。番号8・10の貸し人は兄弟で畑も隣にあり、同じ人に貸したいとの意向があり、今回の契約となりました。2枚とも安納いもを植えたいとのことでした。農業機械についても一式揃っており、経営技術についても申し分ないと思います。双方の貸人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○3 番委員

3番です。番号11番について説明いたします。5月21日に推進委員並びに貸し人、借り人立会のもと、現地での聞き取り調査を実施いたしました。貸し人は、土地持ち非農家でございますけど、借り人につきましては、法人の会社を立ち上げて、事務局の報告によりますと認定農家としての認定を受けたという報告をいただいております。現場には、さとうきびとでん粉用芋が植えつけをされておりました。借り人は、今後、サトウキビを中心に、20町歩程度の目標を持っておりますが、でんぷん芋につきましては6町歩程度の規模拡大を図りたいということで、特に、能野地区にさとうきびの精脱工場も建設をしており、近辺に土地を借りたいということで意欲が大変見られるところでした。農機具等につきましても整備をされておまして、経営的にも何ら問題がないというふうと考えております。申請の通り、許可相当

と考えております。以上です。

○7 番委員

7番です。整理番号12について報告をいたします。5月21日借り人立会いのもと推進委員とともに現地調査を行いました。借り人は畜産農家ですが、良い畑があれば面積を拡大したいということでございました。当農地の地目は田ですが既に早期米が作付けされておりました。収穫後は牧草を作る予定だそうです。貸し人とは親戚関係であり、以前から借りていたということもあり、何ら問題ないと思います。先ほどの整理番号5の借り人と同一人物でございます。貸し人とは面会をして確認をとっており、結果、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

○12 番委員

12番です。番号14について報告します。この農地は、今年1月にあっせん「貸したい」の申し出のあった案件です。借り人の方は、酪農等たばこを作っている農家の方で最近、現地に行っていたので、今回は借り人、貸人、双方電話で確認をとりました。昨日、現地確認をしております。牧草を作付けしておりました。申請どおり間違いなく許可相当と思います。よろしく申し上げます。以上です。

○13 番委員

はい、13番です。番号15について説明をいたします。5月20日、貸人と担当推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。貸人は土地持ち非農家の方でございます。借り人は5人で共同経営する法人の方でございます。共同経営の主なもの、さとうきびとでんぷん芋だそうです。今回の畑には、さとうきびを植え付けてありました。台帳は2筆でございますが、現況は1筆となっております。ほか申請どおり間違いありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員の方から報告がありました。整理番号12について確認ですが、田ですよ。

○7 番委員

はい、米を作っておりましたので、現況は田です。

○議長

これについて、他に質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理1から12・14・15について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」整理番号1から12・14・15については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「利用権の設定」整理番号13について審議いたします。審議の間、10番委員の退室をお願いします。それでは、担当委員の報告をお願いします。

○11 番委員

はい、11番です。整理番号13について説明します。20日に貸し人、借り人夫婦、推進委員の5名で現地調査をしました。貸し人は土地持ち非農家で、2月の総会であっせんが上がってきた農地です。管理人は古田の茶農家で個人で経営する認定農家であります。申請地は、中割の藤田プラントの近くで、道路に面した3筆で2枚になっています。トラックが周囲を回れるように整備をし、来年の2月ごろ新品種の茶の苗木を植え付ける予定ということです。許可相当と思いますのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号13について、原案どおり承認する方は挙手でお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」整理番号13番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。ここで、10番委員の入室をお願いします。

○議長

続きまして、「所有権の移転」整理番号1から3について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番です。整理番号1について説明を行います。受ける者は51歳、生産牛38頭を飼育している和牛、専用の認定農家でございます。移転する者は、県外在住の非農家の方であり、相続により譲り受けた土地で永い期間、賃貸で第三者に農作物を作っていた経緯がございます。今回、譲渡人より譲受人への売買の相談があり、金額の折り合いもついたところでございます。整理番号1について、5月21日に推進委員と譲受人の立ち会いを含め現地確認を行いました。また譲渡人とも電話にて確認を行いました。譲受人の規模拡大には、この農地は不可欠とみなし許可が妥当と考えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○10番委員

10番です。整理番号2について説明いたします。5月19日、譲渡人立会のもと推進委員と現地調査を行いました。譲受人は、古田校区在住の認定農業者です。譲渡人と譲受人は親子関係でお茶を栽培しています。譲受人は9年前から親から引き継ぎ機械も揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。以上確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○14番委員

はい、14番です。整理番号3につきまして報告をいたします。これにつきましては、3月申請をしていたところですが、定例会前に、所有権を移転する者が亡くなられたということで、今回、いろんな相続等の手続きをいたしまして、再申請ということになったところです。

所有権の移転を受ける者は、安納校区において、畜産・青果いも・パレイショ等を栽培経営する大型の農業法人であります。農地の場所といたしましては、軍場の酒造所近くの農地でありまして、現在、安納いもを植えておりました。双方確認いたしました。申請どおり間違いありませんでした。

○議長

ありがとうございました。この件につきまして質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長


無いようですので採決いたします。「所有権の移転」整理番号1から3について、原案どおり承認する方は挙手でお願いをいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1から3については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇田 峰生 

11 番委員 岩本 延男 

12 番委員 河本 アツシ 